

道内市町村における景観行政団体への移行状況について

1 景観行政団体へ移行する富良野市について

(1) 背景と目的について

富良野市は、事業等による環境悪化や紛争を未然に防止し、自然環境を守ることを目的に平成2年(1990年)に「富良野らしさの自然環境を守る条例」を制定し、景観の保全に取り組んできました。

しかし、条例の制定から約30年が経過し、訪日外国人の入込増加、外国資本による開発行為や宿泊施設等の建設の動きの活発化など、富良野市を取り巻く社会環境が変化してきていることから、現条例の理念を受け継ぎ、農業と観光の調和のとれた富良野らしい景観形成を図るために、景観行政団体へ移行します。

(2) これまでの経過と今後の予定について

平成2年 (1990年)	12月	・富良野らしさの自然環境を守る条例の制定
平成29年 (2017年)	12月	・景観地区に北の峰エリアを指定
令和2年 (2020年)	1月	・富良野市景観条例(案)及び富良野市景観計画(案)のパブリックコメント(募集期間：1月6日～1月27日)
	3月	・知事との協議終了(令和2年3月16日)
	7月	・景観行政団体に移行する旨の公示
	8月	・景観行政団体に移行(富良野市景観条例の一部施行) ・景観法に基づく届出受付開始(景観計画策定までは、北海道景観計画を準用)
	9月	・富良野市景観計画の告示・縦覧
	11月	・富良野市景観計画の施行

(3) 富良野市景観計画(案)の概要について

- 基本理念 峰々(みねみね)の自然と暮らしが共生する 田園都市ふらの
- 基本方針
 - ①東西の峰々を背景にした美しい市街地景観づくり
 - ②地区ごとの特徴を生かした田園景観づくり
 - ③夕張山地の雄大な自然と調和する 豊かなリゾート景観づくり
 - ④富良野市を中心に広域につながる沿道景観づくり
 - ⑤山並み や空知川などの自然環境を大切にしたい景観づくり
- 景観計画区域 **【富良野市全域】**
 - 区域の区分(エリア分け)
 - ① 市街地景観エリア 都市計画用途地域が設定されている地域
 - ② 田園景観エリア 農業振興地域に設定されている区域
 - ③ リゾート景観エリア 現在の景観地区が設定されている区域に御料を加えた区域
 - ④ 沿道景観エリア 国道38号、237号沿いの区域(道路中心から両側に概ね50mの区域 ※①②③の地域を除く)
 - ⑤ 森林景観エリア ①②③④以外の全域
- 景観形成基準 **【景観形成の方針】**
 - ・富良野らしい景観形成の土台となる自然環境との調和を図ります。
 - ・富良野盆地の地形を活かした良好な眺望に配慮します。

[基準のポイント] 【建築物及び工作物の建設等】

- ・富良野市全体として調和のとれた景観形成を目指す。
- ・大雪山十勝岳連峰・芦別岳や空知川などの富良野市の景観資源に対する眺望の保全を行う。
- ・山並みへの眺望を見通すことができるゆとりのある空間づくりを行う。
- ・背景となる山並みなどの自然環境と馴染むような色彩、意匠とする。

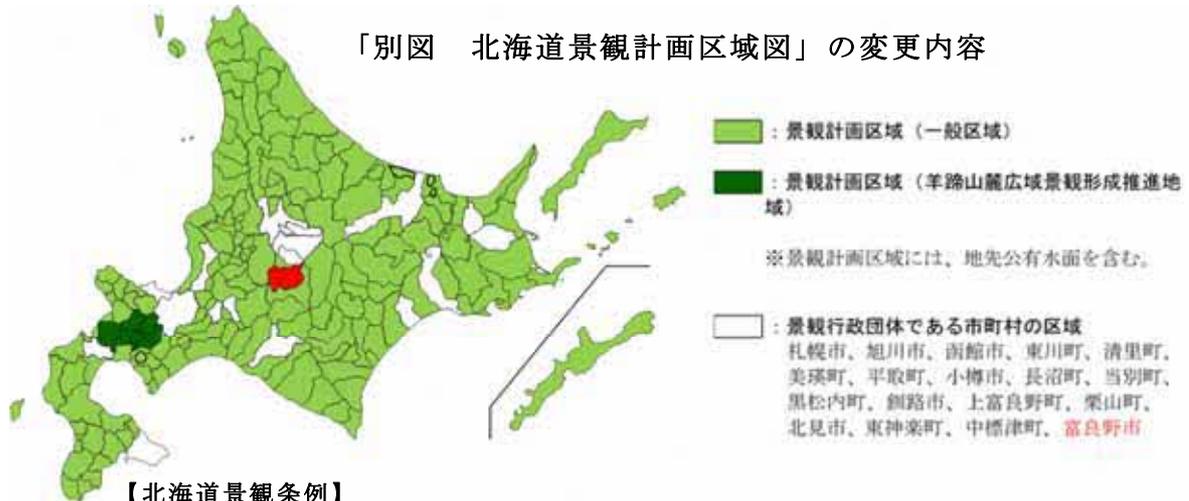
【開発行為等及び屋外における物件の堆積等】

- ・大規模な地形や土地の改変などの開発行為は避け、現在の富良野市の自然環境や地形からなる良好な景観を保全する。

(4) 北海道景観計画の変更について

富良野市が景観行政団体に移行するのにあわせて、次のとおり北海道景観計画を変更します。

- 変更内容・別図「北海道景観計画区域図」富良野市の着色を緑から白に修正する。
- ・別図「景観行政団体である市町村の区域」の市町村リストに「富良野市」を追加する。



【北海道景観条例】

第5節 景観法の施行に関する事項
景観計画

- 第19条 知事は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第1項から第5項までの規定によるほか、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

【景観法施行細則】

（景観計画の軽微な変更）

第2条 景観条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 景観計画区域に係る変更のうち、次に掲げる理由により当然必要とされるもの
ア 景観計画区域内の市町村が景観行政団体となったこと。
イ 市町村の廃置分合又は境界変更があったこと。
- (2) 法、景観条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等

2 景観行政団体に移行を目指す道内市町村の動きについて

景観行政団体となる意向について、道内市町村に調査（令和2年（2022年）4月1日現在）を実施した結果、次のとおり景観行政団体への移行を目指す市町村の動きが活発になっており、検討している市町村等も含め、道では、情報発信や技術的助言など市町村に向けて積極的に取り組んでいきます。

- (1) 景観行政団体への移行に向けて取組を行っている道内市町村
 - ・ 倶知安町、伊達市、洞爺湖町、弟子屈町
- (2) 景観行政団体への移行に向けて検討している道内市町村
 - ・ 12市町村